

令和 2 年度
兵庫県住宅用創エネルギー・
省エネルギー設備設置特別融資
Q & A

	頁
I 融資制度について	1
Q 1 令和2年度の融資制度は、昨年度分とはどう違いますか？.....	1
Q 2 融資を申し込みたいのですが、申請書等の様式はどこで手に入りますか？...	1
Q 3 他の補助・融資制度と併用することは可能ですか？.....	1
II 融資を利用できる者について	2
Q 4 本件融資の利用申込資格はどのようなになっていますか？.....	2
Q 5 私が住んでいる県内の家に対象設備を設置するため、工事請負契約を締結しましたが、高齢のためローンが組めません。同居している私の子が本件融資を利用できますか？.....	2
Q 6 単身赴任者です。赴任先に住民票を移していますが、家族のいる県内の家に対象設備の設置を考えています。本件融資を利用できますか？.....	2
III 「うちエコ診断」について	3
Q 7 「うちエコ診断」とはどのようなものですか？.....	3
Q 8 診断時間はどのくらいですか？.....	4
Q 9 診断料は必要ですか？.....	4
Q 10 どこで受診できますか？.....	4
Q 11 平日は働いているため「うちエコ診断」を受診できません。休日に受診することは可能ですか？また、融資申込者本人ではなく、同居している家族が受診してもよいですか？.....	4
Q 12 受診はどこに申し込むのですか？.....	4
Q 13 受診を申し込めば、すぐに受診できるのですか？.....	4
Q 14 「うちエコ診断」を受診しているかどうかは、どのようにして確認するのですか？.....	4
IV 対象となる設備について	5
Q 15 融資の対象となる機種とはどのようなものですか？また、設置しようとしている設備が対象となる機種かどうかはどのようにして確認するのですか？.....	5
Q 16 これから融資を申込もうと思いますが、すでに設置した設備は対象となりますか？.....	5
Q 17 太陽光発電設備の増設は融資の対象となりますか？.....	5
Q 18 住民票上は誰も居住していない県内の別宅に対象設備の設置を考えています。本件融資の対象となりますか？.....	5
Q 19 住居と店舗が一緒になっており、住民票もそこに置いています。本件融資の対象となりますか？.....	5

- Q20 自ら居住する住宅の住所地において、駐車場の屋根及び庭に対象設備を設置
します。住宅の屋根に設置するわけではありませんが、本件融資の対象となり
ますか？ 5
- Q21 LED 照明器具を敷地内の門灯に設置します。本件融資の対象となりますか？・5

V 対象となる費用について..... 9

- Q22 融資の対象となる費用には何が含まれますか？..... 9
- Q23 太陽光発電設備の設置に際し、屋根に設置しているものを撤去します。撤去
費は融資の対象に含まれますか？..... 9
- Q24 屋根の補修や防水工事に要した費用は融資の対象に含まれますか？..... 9
- Q25 家のリフォーム工事も同時に行ったため、工事費などにリフォームの分も含
まれています。どこまでを融資の対象にできますか？..... 9

VI 融資に係る手続全般について.....10

- Q26 融資機関に融資申込を行う際に必要な書類を教えてください。.....10
- Q27 令和2年度の融資申込期間は、令和2年4月1日から
令和3年3月1日までとなっていますが、これは融資申込者から融資機関に対す
る申込の期間ですか？融資機関から県に対する申込書類送付の期間ですか？…10
- Q28 製品名・型番、設備のkW数及び経費の内訳が明記された工事請負契約書の
写しが必要とのことですが、契約書にこれらの記載がない場合はどうすればよ
いですか？.....10
- Q29 設置設備に係る確認書（様式第1号の3、第1号の4）は、誰が記載するの
ですか？.....10
- Q30 設置設備に係る確認書（様式第1号の3）の提出が不要となるのは、どのよ
うな場合ですか？.....11
- Q31 うちエコ診断の受診を申し込みましたが、まだ受診していません。この段階
で融資機関に融資を申し込み、審査を進めてもらえますか？.....11
- Q32 融資はどの段階で受けることができますか？.....11
- Q33 融資機関に融資申込を行い、受理されましたが、貸付認定通知書が届くまで
工事に着工できませんか？.....11
- Q34 融資を申し込んだ後、貸付認定通知書が届く前に、申し込んだ内容を変更し
たい場合、どのような手続が必要ですか？.....11
- Q35 貸付認定後に申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？
.....12
- Q36 貸付認定後に諸事情により対象設備の設置をやめました。この場合、何か届
け出しは必要ですか？.....12
- Q37 融資を申し込み、すでに貸付認定を受けています。しかし、設置工事の着工
が遅れたことにより、令和3年3月31日までに工事を完了させ、融資を受け
ることができそうにありません。どうしたらよいですか？.....12

I 融資制度について

Q 1 令和2年度の融資制度は、昨年度分とはどう違いますか？

A 1 「家庭用蓄電池」の下記要件を削除しています。
「蓄電池、充電器および変換装置が一体となったものであること。」
(家庭用蓄電設備には一体となっていないものもある為)

Q 2 融資を申し込みたいのですが、申請書等の様式はどこで手に入りますか？

A 2 様式 1-1、1-2、1-3 及び 1-4 は、兵庫県のホームページからダウンロードできるようになっております。
また、令和2年4月1日からは、各融資機関でも配布を行います。

Q 3 他の補助・融資制度と併用することは可能ですか？

A 3 本件融資は、他の補助・融資制度との併用に制限は設けておりません。

Ⅱ 融資を利用できる者について

Q 4 本件融資の利用申込資格はどのようになっていますか？

A 4 令和2年度に本件融資を利用申込できるのは、以下の(1)から(4)の要件をすべて満たす方です。

- (1) 県内の自ら居住する住宅（住宅として使用される予定であるものを含む。以下同じ。）に対象設備を設置する兵庫県民
- (2) 令和3年3月31日まで（ただし、天災など、やむを得ない場合を除く）に融資を必要とする者
- (3) 融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす者（各融資機関の審査による）
- (4) うちエコ診断（環境省が認定した家庭エコ診断を含む。）を過去1年以内に受診していることを、県が確認した者

Q 5 私が住んでいる県内の家に対象設備を設置するため、工事請負契約を締結しましたが、高齢のためローンが組めません。同居している私の子が本件融資を利用できますか？

A 5 本件融資をご利用いただけます。

Q 6 単身赴任者です。赴任先に住民票を移していますが、妻子のいる県内の家に対象設備の設置を考えています。本件融資を利用できますか？

A 6 「自ら居住する住宅」に該当しないため、赴任先に住民票を移している単身赴任者が本件融資をご利用いただくことはできません。（妻子であれば申込可能です。）

Ⅲ 「うちエコ診断」について

Q7 「うちエコ診断」とはどのようなものですか？

A7 専門の診断士が、ご家庭の電気やガスの使用状況などをもとに、専用のソフトを用いて、家庭の“どこから”“どれだけ”CO₂が排出されているのかをわかりやすく示し、ご家庭のライフスタイルにあわせた省エネ・CO₂削減対策プランをご提案します。

詳細については、<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/center/uchieco/>
((公財) ひょうご環境創造協会 HP) をご覧下さい。

(参考) うちエコ診断の流れ (診断画面から抜粋)

STEP1 CO₂排出の平均比較とランキング

光熱費のデータを総務省の家計調査と比較することによって、ご家庭のCO₂排出量について、地域の世帯数を100世帯と仮定した場合の順位を判定します。



STEP2 必要な削減量の理解と目標の明確化

ご家庭のCO₂排出量と、温暖化防止に必要な削減レベルを、棒グラフで分かりやすく表示し、ご家庭のライフスタイル等をふまえて自由に削減目標を設定します。



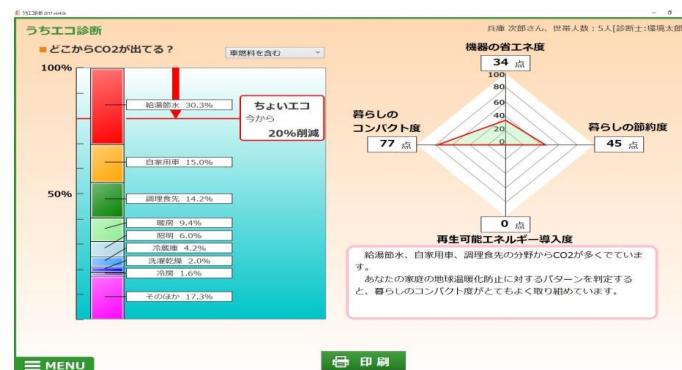
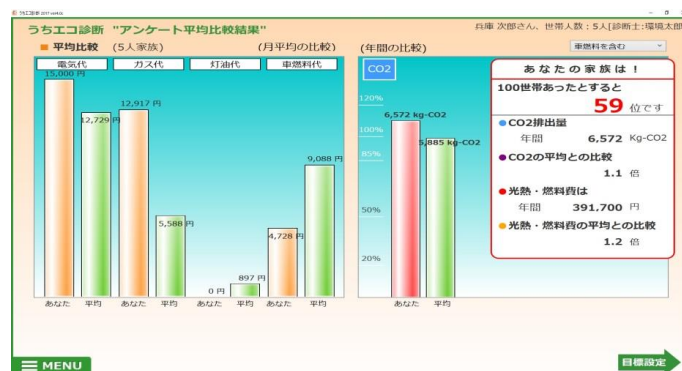
STEP3 CO₂排出分析

ご家庭の「どの分野から」「どれだけ」CO₂が出ているのかを分かりやすく表示し、どの分野で削減すればよいのかを探ります。



STEP4 効果的な対策の提案

収集した情報を基に、各種削減対策を費用対効果の大きさで分類して表示し、ご家庭のライフスタイル等に応じた有効な対策をご提案します。



Q 8 診断時間はどのくらいですか？

A 8 45 分程度です。

Q 9 診断料は必要ですか？

A 9 無料です。

Q10 どこで受診できますか？

A10 以下のいずれかの方法での受診が可能です。

- ・ 訪問診断（診断士がご自宅に出向いて行います。）
- ・ 窓口診断（（公財）ひょうご環境創造協会で行います。）

Q11 平日は働いているため「うちエコ診断」を受診できません。休日に受診することは可能ですか？また、融資申込者本人ではなく、同居している家族が受診してもよいですか？

A11 土・日曜日及び休日の受診も可能です。また、同居しているご家族が受診されても結構です（診断は世帯単位で行います。）

Q12 受診はどこに申し込むのですか？

A12 下記にお申し込み下さい（TEL、FAX、e-mail 及び協会 HP からの申込が可能）。

（公財）ひょうご環境創造協会 温暖化対策第1課（うちエコ診断担当）

〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18

電話：078-735-2738 FAX：078-735-7222

E-mail：uchi-eco@eco-hyogo.jp

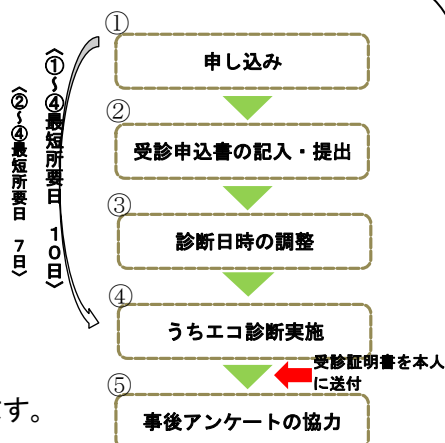
Q13 受診を申し込めば、すぐに受診できるのですか？

A13 受診申込書に家族構成や電気・ガス・ガソリンなどの使用量等を記入し、（公財）ひょうご環境創造協会へ提出いただいた後、診断士との日程調整を行う必要があります。

受診申込書の提出から診断受診まで、最短でも7日間かかりますので、融資申込を希望される方は、お早めの申し込みをお願いします。

※最短の所要日数を目安としてお示ししています。

余裕をもってお申し込みいただきますようお願いいたします。



Q14 「うちエコ診断」を受診しているかどうかは、どのようにして確認するのですか？

A14 診断機関への照会により確認します。

IV 対象となる設備について

Q15 融資の対象となる機種とはどのようなものですか？また、設置しようとしている設備が対象となる機種かどうかはどのようにして確認するのですか？

A15 対象設備の詳細については、6 頁を参照して下さい（「断熱化工事」は 7、8 頁の「別表」も参照のこと）。

適合機種であるかどうかの確認は、原則として、設置業者が記載した「設置設備に係る確認書」を、申し込み時に添付いただくことにより行います。

Q16 これから融資を申し込もうと思いますが、すでに設置した設備は対象になりますか？

A 8 融資機関への申し込みより前に、設置工事に着工した設備は融資の対象になりません。必ず、着工前に融資機関への申し込みを行ってください。

Q17 太陽光発電設備の増設は融資の対象となりますか？

A17 既設分と増設分を合わせて、太陽電池の公称最大出力、またはパワーコンディショナの定格出力のいずれか一方が 10 kW 未満であれば、対象となります。

ただし、増設の場合でも、太陽電池モジュールと、パワーコンディショナをともに設置することが条件です。

Q18 住民票上は誰も居住していない県内の別宅に対象設備の設置を考えています。本件融資の対象となりますか？

A18 県内の自ら居住する住宅に該当しないため、本件融資の対象となりません。

Q19 住居と店舗が一緒になっており、住民票もそこに置いていますが、本件融資の対象となりますか？

A19 住居を兼ねており、申込者が自ら居住する店舗等へ対象設備を設置する場合は、本件融資の対象となります。

ただし、対象設備設置請負契約を締結した者が法人その他の団体である場合等、個人向けの融資と認められないものについては、対象となりません。

また、上記以外のケースでも、融資機関の融資条件により、融資をお断りすることがあります。詳細は融資を希望される融資機関にご確認ください。

Q20 自ら居住する住宅の住所地において、駐車場の屋根及び庭に対象設備を設置します。住宅の屋根に設置するわけではありませんが、本件融資の対象となりますか？

A20 自ら居住する住宅の住所地において設置し、発電した電気を同住宅で使用する場合には、屋根以外の場所に設置する場合も、本件融資の対象となります。

Q21 LED 照明器具を敷地内の門灯に設置します。本件融資の対象となりますか？

A21 自ら居住する住宅の住所地の敷地内において、取り付けて使用するものであれば本件融資の対象となります。なおスタンドライト等持ち運びが可能なものは対象外です。

(参考) 設備種別ごとの融資要件

設備種別	要 件										
太陽光発電設備	1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。 2 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。 ① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JISという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）。 ② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。）。 3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。 (1) 太陽電池モジュールの変換効率率が、下表に定める値以上であるもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>太陽電池セルの種類</th><th>太陽電池モジュールの変換効率基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系</td><td>16.0%</td></tr> <tr> <td>シリコン多結晶系</td><td>15.0%</td></tr> <tr> <td>シリコン薄膜系</td><td>8.5%</td></tr> <tr> <td>化合物系</td><td>12.0%</td></tr> </tbody> </table> (2) 一般財団法人電気安全環境研究所（JETT）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。 (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。 イ メーカー等による太陽光発電設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	国の家庭用燃料電池導入支援事業費補助金（一般社団法人燃料電池普及促進協会が運用）の対象となるシステムとして、同協会が指定したもの。										
家庭用蓄電池	1 V2H 以外 蓄電池容量が1kWh以上で、定格出力が500W以上のもの。 2 V2H（ヴァーカル・トゥ・ホーム） 国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（一般社団法人次世代自動車振興センターが運用）の対象となる設備として、同センターが指定したもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。										
家庭用太陽熱利用設備	1 自然循環式 JIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 2 強制循環式 JIS A 4112に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽の性能と同等以上の性能を有することが確認できること）。										
内窓または複層ガラス	国の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業費補助金（一般社団法人環境共創イニシアチブが運用）の対象となる製品として、登録されているもの。										
家庭用ヒートポンプ式電気給湯器	貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準（JIS C 9220）に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。（ただしいずれの場合も寒冷地仕様は2.7以上）										
家庭用潜熱回収型給湯器（ガス、石油）	エネルギー消費効率が94パーセント以上（暖房給湯兼用器にあっては93パーセント以上）であること。										
断熱化工事（外壁、屋根、天井、床、節水型トイレ、高断熱浴槽）	断熱化工事の対象製品は下記の要件を満たすものであること。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>外壁、屋根、天井、床</td><td> 改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること - 断熱材は、原則として次のJISに該当し、熱伝導率（W/(m・k)）が0.052以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914) - 断熱材の使用量及び区分については、別表2-1及び別表2-2による </td></tr> <tr> <td>節水型トイレ</td><td>JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること</td></tr> <tr> <td>高断熱浴槽</td><td>JIS A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること</td></tr> </tbody> </table>	外壁、屋根、天井、床	改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること - 断熱材は、原則として次のJISに該当し、熱伝導率（W/(m・k)）が0.052以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914) - 断熱材の使用量及び区分については、別表2-1及び別表2-2による	節水型トイレ	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること	高断熱浴槽	JIS A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること				
外壁、屋根、天井、床	改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること - 断熱材は、原則として次のJISに該当し、熱伝導率（W/(m・k)）が0.052以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914) - 断熱材の使用量及び区分については、別表2-1及び別表2-2による										
節水型トイレ	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること										
高断熱浴槽	JIS A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること										
省エネ化工事（冷暖房設備 等）	1 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が5つ星であるもの 2 LED照明器具（電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外）										

○断熱材の一定の使用量

断熱材の1戸当たりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材の区分※1、※2	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
	外壁※3	屋根・天井	床※4
A-1	6.0 (3.0) ※5	6.0 (3.0) ※5	3.0 ※6 (1.5) ※5
A-2			
B			
C			
D	4.0 (2.0) ※5	3.5 (1.8) ※5	2.0 ※6 (1.0) ※5
E			
F			

断熱材の1戸当たりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材の区分※1、※2	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1	1.7 (0.9) ※5	4.0 (2.0) ※5	2.5 ※7 (1.3) ※5
A-2			
B			
C			
D	1.1 (0.6) ※5	2.5 (1.3) ※5	1.5 ※7 (0.8) ※5
E			
F			

※1 断熱材の区分については、別表2-2を参照。

※2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

※3 部分断熱の場合は、間仕切壁を含む。

※4 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

※5 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※6 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※7 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

○断熱材の区分

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052～0.051	・吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード） DIB, DIBP
A-2	0.050～0.046	・グラスウール断熱材（通常品） GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2547
B	0.045～0.041	・グラスウール断熱材（通常品） GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材（LA、LB、LC） RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（4号） EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材（1種1号、2号） PE1.1, PE1.2
C	0.040～0.035	・グラスウール断熱材（通常品） GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35, GWHG32-35 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット） IM ・吹込み用グラスウール断熱材（屋根・床・壁用） LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材（屋根・床・壁用） LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（2号、3号） EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（1種） XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材（2種） PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材（2種1号、3種1号） PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保温板（3種1号） PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種3） NF3
D	0.034～0.029	・グラスウール断熱材（通常品） GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（1号） EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（2種） XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材（3種） PE3 ・フェノールフォーム断熱材（2種2号） PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材（1種） PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1、2） NF1, NF2
E	0.028～0.023	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材（2種3号） PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材（1種、2種、3種） PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1H、2H） NF1H, NF2H
F	0.022 以下	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材（1種1号、2号、3号） PF1.1A, PF1.2B, PF1.3C ・フェノールフォーム保温板 1種2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材（2種） PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b※2)、KT-N(1種b※2)については、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b※2)、KT-N(3種b※2)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

V 対象となる費用について

Q22 融資の対象となる費用には何が含まれますか？

A22 対象設備及びその設置工事にかかった費用が含まれます。

Q23 太陽光発電設備の設置に際し、屋根に設置しているものを撤去します。撤去費は融資の対象に含まれますか？

A23 含まれません。

Q24 屋根の補修や防水工事に要した費用は融資の対象に含まれますか？

A24 原則として含まれません。

Q25 太陽光発電設備の設置と家のリフォーム工事も同時に行ったため、工事費などにリフォームの分も含まれています。どこまでを融資の対象にできますか？

A25 対象設備の設置に係る費用のみが、本件融資の対象となります。

足場の設置等、対象設備の設置とそれ以外の工事の両方に関わる費用については、双方の工事に係る金額等を総合的に判断して、主に対象設備の設置の費用と認められる場合は、本件融資の対象となります。なお H29 年度から、断熱化工事が本事業の対象となっています。要件 (P6～8) に該当する断熱化工事は融資の対象となります。

VI 融資に係る手続全般について

Q26 融資機関に融資申込を行う際に必要な書類を教えてください。

A26 以下の書類が必要です。

- ・ 兵庫県住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資貸付申請書（金融機関提出用（様式第1号の1）、県提出用（様式第1号の2））
 - ・ 工事請負契約書等の写し（設置住所、契約者氏名、製品名・型番、経費の内訳及び太陽光発電設備設置の場合は太陽光発電設備のkW数が明記され、契約者の押印、設置業者の押印があるもの）
 - ・ 設置図面の写し等
 - ・ 設置設備に係る確認書
 - 「断熱化工事」以外：様式第1号の3
 - 「断熱化工事」：様式第1号の4
- ※ 国補助金に係る書類の提出があれば、確認書は不要（Q30 参照）
（補助金に係る設備のみを設置する場合に限る。）
- ・ 申込者が設置住所に居住していることを証明する公的書類（申込日から3ヶ月以内に発行された住民票の写し、運転免許証、国民健康保険証等）

Q27 令和2年度の融資申込期間は、令和2年4月1日から令和3年3月1日までとなっていますが、これは融資申込者から融資機関に対する申し込みの期間ですか？ 融資機関から県に対する申込書類送付の期間ですか？

A27 融資申込者から融資機関に対する申し込みの期間です。なお、融資機関から県に対する書類の送付につきましては特に期限は定めておりませんが、令和3年3月31日までに融資を実行できる範囲で対応いただきますようお願いいたします。

Q28 製品名・型番、設備のkW数及び経費の内訳が明記された工事請負契約書の写しが必要とのことですが、契約書にこれらの記載がない場合はどうすればよいですか？

A28 契約書に製品名・型番、設備のkW数及び経費の内訳の記載がない場合は、これらを確認できる付属書類（内訳書や見積書など）を契約書に添付してください。

Q29 設置設備に係る確認書（様式第1号の3〈断熱化工事以外〉、第1号の4〈断熱化工事〉）は、誰が記載するのですか？

A29 設備の購入先又は設備設置の施工業者が記載し、押印してください。

Q30 設置設備に係る確認書（様式第1号の3）の提出が不要となるのは、どのような場合ですか？

A30 下記の国補助金に係る書類を提出した方については、不要となります（ただし、補助金に係る設備のみを設置する場合に限ります。）。

- ・国の家庭用燃料電池導入支援事業費補助金制度における「補助金申込受理通知書」（（一社）燃料電池普及促進協会発行）の写し

Q31 うちエコ診断の受診を申し込みましたが、まだ受診していません。この段階で融資機関に融資を申し込み、審査を進めてもらえますか？

A31 可能です。ただし、最終的な融資の認定は、うちエコ診断の受診を確認してから行うこととなります。

Q32 融資はどの段階で受けることができますか？

A32 対象設備設置工事の完了後、融資機関に所定の書類を提出いただき、融資機関が書類を確認した後で、融資を実行します。

Q33 融資機関に融資申込を行い、受理されましたが、貸付認定通知書が届くまで工事に着工できませんか？

A33 融資機関に融資申込を行い受理された時点から、工事を着工できます。

ただし、融資機関や県の審査の結果により、本件融資そのものが認められない可能性や、希望される額の融資が認められない可能性があることから、貸付認定通知書が届くまで工事の着工をお待ちいただくことを強くお勧めします。

Q34 融資を申し込んだ後、貸付認定通知書が届く前に、申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？

A34 融資機関に変更内容を申し出て、了承を得た上で、貸付申請書（様式第1号の1及び1号の2）の変更を行ってください。

Q35 貸付認定後に申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A35 (1) 県への手続きが不要な変更事項（ただし、必ず融資機関の了解を得てください。）

- ・ 着工日・設置完了日（ただし、令和3年3月末までに設置工事及び融資機関の融資実行が完了する場合に限る。）
- ・ 借入期間、ボーナス併用の有無
- ・ 融資認定額（減少する場合）

(2) 融資をいったん辞退いただき、改めて融資を申し込んでいただく必要がある変更事項（辞退についてはQ36 参照）

※ 変更が決定した時点ですでに設置工事に着工している場合は、辞退後に改めて融資を申し込むことはできません。

- ・ 申込者、設置住所
- ・ 設置する対象設備のメーカー・機種、太陽光発電設備のkW 数
- ・ 融資認定額（増加する場合）

Q36 貸付認定後に諸事情により対象設備の設置をやめました。この場合、何か届け出は必要ですか？

A36 認定を受けた者は、融資機関にその旨申し出てください。融資機関は、当該辞退者の氏名、認定年月日、認定番号、辞退の理由を記載した文書により、県に対して報告してください（様式は任意）。

Q37 融資を申し込み、すでに貸付認定を受けています。しかし、設置工事の着工が遅れたことにより、令和3年3月31日までに工事を完了させ、融資を受けることができそうにありません。どうしたらよいですか？

A37 認定を受けた日が属する年度の年度末（令和2年度については、令和3年3月31日）までに融資を実行できない場合は、本件融資の対象外となります。

融資機関にその旨申し出いただき、融資機関から県に辞退の報告をいただくこととなります（Q36 参照）。